○厚生労働省告示第二百七十二号

保 険 厚 生 法 附 年 金保 則 第三十六条第 険 法 昭昭 和二十 項 各号に規定する厚生労働大臣 九年法律第百 十五号) 附則第三十六条第二 が 定め る 利率 を 項 次 0 \mathcal{O} 規定に基づき、 ように定 め、 厚生 公 布 年 \mathcal{O} 金 日

から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚 生 车 金保 険 法 附 則第三十六条第 項各号に規定す る厚生労働 大 臣 が 定 \Diamond る利 率

に 規定す 厚 生 年 る厚生労 金 保 険 法 働 (昭 大臣 和二 が + 定 8 九 る 年 利 法 率 律 は 第 百 + 次 五 \mathcal{O} 号。 各号に掲げ 以 下 法」 る区 とい 分に応じ、 う。 それぞ 附則第I れ 三十 . 当 該 六 各号 条第 に 定め 項 る

各年について、別表に定める率とする。

法 附 則 第三十 六条第 項 第 号の 徴 収 金 額 納 期 限の翌日が 属する年 から徴収 金完納 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前

日が属する年までの各年

は 猶 法 予 附 則 \mathcal{O} 第三 取 消 十 L が 六 条 あ 第 0 た 日 項 第 が · 属す 二号 うる年 \mathcal{O} 徴 -まで 収 金 0) 額 各年 納 期 限 \mathcal{O} 갶 日 が 属 す Ś 年 か 5 猶 予 ·期 間 \mathcal{O} 終 了 日 又

別表

平成十七年

年四・九一パーセント